

令和3年度第1回食の安全安心審議会

日時：令和3年7月19日（月）午後2時から午後3時30分まで

場所：徳島県庁 10階 大会議室

出席者：関澤会長、石本副会長、泉委員、加渡委員、内山委員、吉田委員、秋成委員、多田委員、藤村委員、宮崎芳江委員、乃一委員、斎藤委員、森本委員、山田委員、谷野委員、稲木委員、松村委員

発言者

議事内容

事務局 定刻がまいりましたので、ただいまから令和3年度第1回徳島県食の安全安心審議会を始めさせていただきます。

資料3-3が差し替えとなっております。御確認ください。その他、配席図と委員の皆様の名簿、Webで御参加いただいております会長のコメントを事前にお配りしております。

それでは開会に先立ち、当審議会委員で、一般社団法人徳島県食品衛生協会会長でいらっしゃいました藤原治様が去る5月にお亡くなりになりました。藤原様におかれましては、当審議会での委員として、本県の食品衛生行政の推進に御尽力いただきました。この場をお借りして、御冥福をお祈りいたします。

本審議会は委員総数24名となります。現在のところ、過半数の17名の方に御出席いただいております。徳島県食の安全安心推進条例施行規則第9条第2項の規定により、本審議会が成立していることを御報告させていただきます。なお、会長におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、Webでの御参加をお願いしております。皆様、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、瀬尾政策監から御挨拶を申し上げます。

政策監 （挨拶）

事務局 続きまして、本日Web会議で御参加いただいております、会長から一言お願いいたします。

会長 コロナ感染拡大防止のため昨年度に引き続いてWeb参加となり、事務局にお手数をおかけし、副会長様に司会、進行のお手間をおかけし恐縮ですが、本日も皆様と御一緒に食の安全安心審議会に参加でき感謝しております。

また、徳島県食品衛生協会会長でおられた藤原委員様の御逝去を悼み慎んで哀悼の気持ちをお捧げします。

さて、コロナ関連で、県民の皆様は家庭や学校・職場で息詰まる毎日を過ごされ、また医療・介護関係者には大変な御苦勞を背負われ、お礼とねぎらいの言葉をお届けします。食の安全・安心では、2018年の食品衛生法大改正及び食品表示法の完全施行を受けて、県庁や本日御出席の事業者さんも日夜御努力をされていると思います。コロナ対策では、手洗い励行などの衛生習慣が定着してきた一方、テイクアウト、デリバリー増加と言った新しい生活スタイルの広がりもあり、より一層安全・衛生確保の気配りが必要です。県では消費者庁とも連携し、県民・事業者と知識の共有、協働及びリスクコミュニケーションを積極的に進め、本日の審議会も実りあるものとしていただけるよう、よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。では、副会長に進行をお願いすることといたしまして、議事に移らせていただきます。副会長、よろしくお願い致します。

副会長 それでは、会長に代わりまして議事の進行をさせていただきますので、御協力の程
よろしくお願ひ申し上げます。まず、議題（１）「令和２年度徳島県食品衛生監視
指導計画実施結果（案）」につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたしま
す。

事務局 「令和２年度徳島県食品衛生監視指導計画実施結果（案）について」

副会長 説明ありがとうございました。ただいま御説明がありました案につきまして、委員
の皆様から御質問御意見を頂戴したいと思います。何かございますか。

委員 ８ページ（５）適正な食品表示への対策とございます。そして、私がお聞きしたい
のは食品表示、お菓子、清涼飲料水、栄養食とたくさんあると思うのですが、これ
の食品表示の許可が下りるのは、申請してどれくらいの期間で承認になるのか。また、
もう一つお聞きしたいのは、全く新しい製品について、担当の方が見てどうな
さるのか、助言をするのか、指導するのか、また、申請者がこれでいきたいと妥協
しなかった場合どうなさるのかということ、承認期間はどれくらいかかるのか知り
たいです。お願いします。

副会長 それでは、ただいまの食品表示の御質問について、御回答をお願いします。

事務局 御質問いただきました栄養の関係の表示の許可ということで、特定保健用食品とい
うものがございまして、消費者庁に申請をして許可をもらうというような仕組みに
なっております。一般的にどれくらい時間的にかかるものかといったことは、所管
外で経験がございませんので、データとして持っておりません。助言等については、
可能な範囲で県の表示担当として、できるということにはなっておりますけれども、
許可の細かな根拠資料等は審査がいろいろあります。

委員 申請者が新しい表示をこれでしてくれと言いつけた場合、最終的に承認になるので
しょうか。

事務局 消費者庁が審査を行いますので、審査をして通った場合は表示することができるよ
うになりますが、根拠がきちりできていなければ許可は下りないということにな
るかと思ひます。

委員 ありがとうございます。私の聞いたところでは、ずっと言いつけた場合、許可が下
りる可能性もあると。もし許可が下りる場合、表示をこういう風にしたらおります
よということ、消費者庁は助言なさるのですか。

事務局 例えば特定保健用食品の表示については、皆さん御覧になったことがあるかと思ひ
ますが、健康面で効果があるというような表示は、根拠がはっきりしてないと思
ひません。

事務局 今言われているのは、特定保健用食品のことだと思ひますが、一般的な食品で言
いますと、まず表示は事業者の責任です。作った側の責任なので、例えばアレルギー
表示とか、命に関わるような表示があります。それらを妥協するという話ではない
ので、大きな枠でここにはこういうこと書きましようというような決まりはありま
すが、中身については基本的には事業者の責任になります。違反が見つかったら、
当然指導はしていきますが、それでも従っていただけないとすると、文書指導した
り、公表したり、最悪はその商品を回収したりということに繋がっていきますので、
あくまで事業者の責任で不明な点、特に重要なところ、アレルギーなど命に関わり
そうなところは、安全衛生課にあります食品表示の 110 番で確認しながら進めてい

ただければと思います。ですが、一から十まで調べるというのは、製品がたくさんありますので、この食品表示どうですかという質問に答えることはしていません。それをすると、世の中の食品すべての表示を確認するということになり現実的ではないので、特に分からないところをお話させてもらっています。

委員 命にかかわらないような食品表示はどうですか。

事務局 それについても、例えば原材料は多いもの順に書きましようとか、基本的な決まり事があります。簡略化できる場合もありますので、その辺を御確認いただければと思います。

委員 ありがとうございます。

副会長 他に御意見御質問ございませんでしょうか。

委員 基礎的なことをお尋ねします。残留農薬検査の件ですが、夏場が来たら生野菜とか結構食べているのですが、野菜等はJAさんを通したらちゃんとされていると思うのですが、生産者の方が産直市に直接出されているような場合は検査していないのですか。産直市でもちゃんとしたスーパーだったら大丈夫だと思うのですが、お店の片隅に直接出荷して売られているような市場が最近多いですね。検査件数は多いのですが、そのようなものも検査されているのですか。

事務局 残留農薬の検査をしている店舗についてですが、当然JAさんのような大きいところの検査もしておりますし、小さいところで売られているような野菜を買い上げて残留農薬の検査をしている場合もあります。

委員 していただいているということですね。分かりました、ありがとうございます。

副会長 他にはございませんでしょうか。

委員 令和2年度の概要の方を見させていただきまして、私の感想になるのですがけれども、よろしく願いいたします。まず収去等の検査結果を見ましたら、収去検査の実績が増加しているのに違反検体数が激減しているというのは、このコロナ禍におきまして、皆様の御努力や御指導、その熱意が実られたのかなと思いつつ見させていただきました。そのなかで、食中毒の発生件数の表を見させていただいたのですがけれども、食中毒4件起こっておりまして、1件のふぐ以外は原因食品が分からなかったと不明ということで、前年度も原因が分かったのは0件だったのではないかなと記憶しております。食中毒の原因の経路だとか原因が分かりましたら、より対策も取りやすいですし、安心もついてくるのかなと思いますので、ぜひこの原因究明の方また頑張っていただけたらなと感じております。よろしく願いいたします。

副会長 ありがとうございます。原因が不明の食品が最近は多いということですが、何かそれについてありますでしょうか。

事務局 原因食品は推測できるのですが、例えばカンピロバクターは鶏肉に多く含まれていますので、鶏肉の生焼けとか刺身とかが原因と推測はされるのですが、原因食品であると断定するには、その原因と思われる食品のカンピロバクターと、実際に患者便から出てきたカンピロバクターが一致したという正確な検査結果が必要になります。実際には食べてしまって食品が残っていないことが多く、推測はされるのですが、確実に原因はこれだというのはその証拠がない限りは言い切れないところがあって、不明になることが多いです。ただ、我々の経験や、この菌が出る場合はこう

ということが原因とされることが多いという情報を合わせて、マスコミには資料提供させていただいております。それも参考にいただければと思います。

委員 ありがとうございます。今回の HACCP の検査の保存の重要性が今のお返事でもよく分かったのですけれども、営業者の方でもその特定ができるように、大量調理施設でなくても保存をすすめるように私たちでも努力をしていこうと思えました。ありがとうございました。

副会長 ありがとうございました。他にはございませんでしょうか。

委員 昨年から、コロナ禍で業務用食材があまり売れなくなったということで、スーパー等において在庫過多で売れ残ったものが店頭に並ぶ場合が多々見受けられます。その中でも、これは売れなかったから冷凍したと説明して販売している所もあれば、非常に安い、これだけの量今まで見たことないなっていうのが見掛けられたりするのですが、冷凍品の管理や対策がどこまでできるのかが、一般消費者には見えづらい部分があって、質問させていただきました。

副会長 これについてはいかがですか。

事務局 冷凍するという事は状態が変化しますし、それを解凍して売るのであれば、食品表示に保存方法が書いてあると思います。表示が冷凍になっているならそれでもいいですし、冷凍で流通させて解凍後販売というものもありますので、それはそれでいいと思います。ただ、冷蔵保存で期限が書いてあるものを、冷凍したから期限が伸びるという保証はありません。おそらく伸びるであろうという感覚的なものは理解するのですが、先ほどの回答でも説明させて頂きましたように、表示に責任を持つのは業者であり、その状態を変化させたものであるのも、もし書かれていない保存方法で期間を延ばす等しているような売り方をされるっていうのは、その担保が正確には必要であろうと思います。

委員 ありがとうございました。

副会長 他にはございませんでしょうか。ないようでしたら、会長から御意見お願いいたします。

会長 最初にいただいた御質問ですけれども、食品表示に関しては、食品表示法ができたときに消費者庁は約1,000ページ近いQ&Aを発行していて、事細かに発表しておられるので、自分の該当するところをチェックして確認していただくのが良いのではないかと思います。特に、機能性表示というのが新たに始まったのですが、これについてもガイダンスがあるのですけれども、優良誤認を与えるような場合には、景品表示法とか他の法律でも取締りが進んでいるということを知っております。

6ページ資料1-1 4(1) HACCP に沿った衛生管理と営業許可業種見直しに関連しまして、HACCP アドバイザーと養成、丁寧な指導助言を進めておられることに敬意を表します。これについて、特に新たな問題点や改善・指導の具体例があれば御紹介いただければと思います。また、7ページ資料1-1 4(2)キ「漬物など営業許可を要しない食品による食中毒防止対策」では、米屋さん、八百屋さんを含め「新たに営業届出対象として食品衛生責任者を置くことになり、これらの方への丁寧な助言が必要とされた」という内容を末尾に書き加えてはいかかと思いました。最後に、12ページ資料1-1 10. まとめでは、「新たに持ち帰り・・・サービスを開始する飲食店が増え」の後に、「と同時に、仕切り設置、卓上消毒、座卓感覚確保など営業上の制約も増し、消費者にも摂食までの保管温度や時間など

の新たな注意喚起が必要となりました。」という内容を追加することで、さらに注意が徹底するのではないかと思います。

副会長 会長ありがとうございました。事務局の方からただいまの御意見に対しましてお願いいたします。

事務局 まず始めの方の HACCP に関してですが、HACCP については原則すべての食品事業者さんが取り入れることが義務付けられましたので、そのことを事業者の方にまず説明しますと、特に小規模あるいは中規模の事業者の方が、HACCP＝難しいから、費用がかかるから、とりあえずできない、という反応が返ってくるのが問題点でした。それに対しては、やっではないといけないものになりますので、難しいことではなくて、普段皆さんがしているような事を衛生管理の紙に書いて計画書にする、そういった作業からまず始めましょうねっていうことで、声をかけながらとりあえず取り掛かってもらうようにしております。また、小規模の飲食店営業の方の HACCP 取組みを支援するために、衛生管理表や記録表の様式をあらかじめ作成しております、事業者の方が比較的簡単に取組みめるようにもしております。さらに、HACCP アドバイザーの方には、食品衛生指導員である食品事業者の方が HACCP 研修を受けてなられておりますので、普段の巡回指導のなかで同じ食品事業者の立場からアドバイスをしております。今後としましては、この衛生計画書ができたので終わりというのではなく、見直しながらより良いものとしてもらう作業の大切さを指導しながら、HACCP を定着させていきたいと考えております。あと、先生のおっしゃられた 7 ページ目の漬物に関する部分と、12 ページ目のまとめに関する部分で、文言を付け加えたらどうですかという御意見ですが、是非取り入れさせていただきたいと思っております。

副会長 ありがとうございます。会長、それでよろしいでしょうか。それでは、お諮りしたいと思います。ただ今説明また御意見ございました「令和 2 年度徳島県食品衛生監視指導計画実施結果（案）」につきましては、会長からの御指摘いただきました御意見を追加するというようなことも加えまして、この修正案で御異議ございませんでしょうか。ありがとうございます。それでは御異議がないようですので、事務局の方で修正をよろしく願いいたします。

続きまして、次の議題に進めさせていただきます。議題（2）「令和 2 年度徳島県食品表示適正化計画実施結果（案）」につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 「令和 2 年度徳島県食品表示適正化計画実施結果（案）について」

副会長 ありがとうございます。食品表示適正化計画の実施結果についてですが、コロナの影響があるイベントとか講習会、立入検査では目標達成してないようですけども、その他の部分についてはかなり達成できているという結果の御報告でした。委員の皆様、御質問とか御意見ございませんでしょうか。

委員 新型コロナウイルスの感染がまだまだありますので、Web やリモートを使った部分で、HACCP もすべての方という話ですし、広告知を Web とリモートで、数値を例年並みというよりも、逆に他の部分が進まないのであれば、この数値を目標値として将来的には増やしていくべきだと思います。子供たちの部分に関しましても、GIGA スクール構想で iPad 等が導入されていますので、子供の食育に関しましても、それを有効に利用させていただいて、この目標数値っていうのは逆に増やすべきではないかと思います。

- 副会長 ありがとうございます。確かに **Web** 環境、すごく整備されたなと思いますし、動画も再生回数かなり増加しておりますので、ただいまの御意見御提言に対していかがでしょうか。
- 事務局 ありがとうございます。そのとおりだと思います。ただ注意しなければいけないのは、昨年度もリスクコミュニケーションを **Web** でさせていただいたのですが、一部お年寄りの方とか **Wi-Fi** 環境のない方は少なくはなっていますがおられます。それと、今日会長も **Zoom** で御参加いただいていますけど、聞き慣れるようになった **Zoom** とか **WebEX** とか **GoogleMeet** 等ありますが、使い慣れていない方で発言する際にマイク操作に慣れてない方もおられるので、そういう方を取り逃がすことなく、これからは **Web** を中心にしながらも、この頃は「ハイブリッド」とよく言いますが、密を避けながら会場でも、コロナの関係で **Web** でもどうぞ御参加くださいという形で進めるべきだろうと思いますし、**Web** を使うことによって数値が上がっていくことは理解いたしますので、是非それは検討したいと思います。ありがとうございました。
- 委員 会長も今リモートで御参加いただいていますように、色々な知識ある方も、**Web** になりますと気軽に御参加いただきやすいと思います。わざわざ県外から来なくても **Web** でお願いします、というように。私どもの方も、内閣府から本年7月にリモートで1時間半基調講演いただきました。食について色々お話いただきましたが、本当に為になるお話でした。なかなか従来ですと、お呼びしてというと経費とかもかかってきますが、そういうコストが減りますので、リモートの良い面もあるし、職員の皆様もハイブリッドで目標数値を増やして経験を積むことによって、機器に不慣れな方に御説明するサポートする技量も回数こなすことによって増えていくと思いますので、どうかよろしく願いいたします。
- 副会長 ありがとうございました。それぞれ取組みによっては、ハイブリッドの方策を生かすとすごく実績も上がると思われまますので、また今年度の事業の計画についてはよろしく願いいたします。他に委員の皆様で御意見御質問ございませんか。
- 委員 （1）食品表示関連の講習会の参加数ですけれども、令和2年度は実績ゼロということで3年度はその2年度の目標の倍の200名にすることでしたが、何か工夫というか、さっきの **Web** じゃないですけども、倍増するための根拠はあるのでしょうか。
- 事務局 御質問ありがとうございます。今年度ですけども、回数をまず増やしました。それと会場が密にならないように1つの会場はある程度人数を少なくしまして、今年度既に2回は実施したのですが、全体では8回実施する予定としておりまして、定員としては490名入れる規模にしておりますので、皆さん応募していただければ200人は超すものと見込んでおります。
- 委員 ありがとうございます。**Web** も活用するハイブリッドとかも検討されているのでしょうか。
- 事務局 会場に来られなかった方が気軽に見ただけのように、これまで開催した2回の講習会をビデオカメラで撮影し、それを **YouTube** で配信しようと思いましたが、2回とも音声が入らなくて失敗したので、これからまだ6回ほどあるので撮って配信したいと考えております。
- 委員 ありがとうございました。
- 副会長 ありがとうございました。**YouTube** は情報ポータルサイトの方に掲載するのですか。

事務局 県のポータルサイトの動画のなかに掲載してはどうかと現時点では思っております。

副会長 よろしくお願ひします。他にはございませんでしょうか。ないようでしたら、会長、よろしくお願ひいたします。

会長 今多くの方が御指摘なされたように、YouTube の活用は新しい試みで、今後さらに広めていただければと思ひます。県の方から直接アプローチしくにい方には、ウォッチャーさんの活動が良いように思われるので、アドバイザーという制度も作られたようですが、できるだけお年寄りを含めた方々に御案内できるようなチラシとかその他色々な試みをされてはどうかと思ひながらお聞きしました。

資料2-1にありますように、食品表示適正化講習会以外に、食品相談窓口開設、食品表示Gメンやウォッチャーによる調査まで、重層的な取組みをされていることは先駆的だと思ひます。特に、小中高や大学とも連携した研修、ゼミナールを開催されたことは非常に大きな成果だと思ひます。今後さらに、徳島県の特色である表示を中心とした活動を強化していただければなと思ひました。

副会長 ありがとうございます。それではお諮りしたいと思ひます。ただいまの御説明また御意見いただきました「令和2年度徳島県食品表示適正化計画実施計画（案）」につきまして、原案のとおりとすることに御異議ございませんでしょうか。それでは原案のとおりということで決定させていただきます。ありがとうございます。

続きまして、議題3「徳島県食の安全安心基本指針改正案」につきまして、事務局の方から説明をお願ひいたします。

事務局 「徳島県食の安全安心基本指針改正案について」

副会長 ありがとうございます。それでは、すでに3月に御審議いただいているところですけれども、御意見を頂戴したいと思ひます。

委員 私の考えを申し上げます。3人の方から7つの意見をいただいたということで、意見の5番目に、給食にエシカル農産物（特に有機農産物）を使う計画を立ててほしいとあります。この方、有機栽培をされているのでしょうかね。5年化学肥料を使わなかったら有機農産物になります。私もある程度したことがあるのですが、非常に手間がかかるものですから作るものに関しては少し高い。ですから、この方は少し補填をしてほしいという御意見ですね。この意見に対して、県の考え方、地場産物の積極的な活動を行っているため、全国的に見ても徳島県の学校給食での地場産物活用率は高くなっております、とあります。この方の減農薬米を月1回からでも実施してほしいという願ひ、少し控えめでももう少し回数を増やしてもいいとは思ひますが。それに対して、地場産物の積極的な活用ということで、私のところも地域に給食センターも産直市も両方あります。タイアップして、安全安心な食の農産物をこの給食センターに提供しております。このような御意見を踏まえて、少子高齢化で子供が少ないので、色々な場面でこの米を食べてほしいというは願ひであっても、実際は食生活も食育の意向でパン食もありますので、なかなかこのお米をたくさん食べる食生活に戻るのには難しいのではないかとと思ひますが、せめて学校給食に少しでも米を提供して食べてほしいというこの人の願ひだと思ひます。よく分かります。一生懸命作っても、消費量が少ないと辛いものがあります。「エシカル農業」と「食育」を繋ぐための今後の施策推進の参考とさせていただきます、とございます。私はこの人の言うように、学校給食に有機農業の米を提供するような事業を実現させてほしいと思ひます。この点に関して、いかがでしょうか。

副会長 この基本方針に盛り込むというのではなくて、事業の御提案ということですかね。

委員 提案です。

副会長 いかがでしょうか。

事務局 貴重な御意見頂きまして、ありがとうございます。私、昨年県教育委員会におりましたので、その経験を通じまして御紹介申し上げます。今お話のとおり、小中高通じまして、大学もそうだと思うのですが、教育過程におきましても食育を行っていくことは非常に重要でございまして、県教委におきましても重要な施策と位置付けていることに間違いございません。なぜ重要かというのは、御承知のとおり子供たちの健全な育成、それから私どもが所管しております消費者教育にも直接的に結びつくものでございます。子供達の小学校中学校で言いますと学校給食を通じまして、特に地産地消を通じて、県内の農林水産業により関心を持っていただこうとその取組みを進めているところでございます。そういうなかで、学校給食も重要でございまして、さらには家庭での食も非常に重要であるということで、その両面から食育に取り組んでいるところでございます。お話にございました、このパブリックコメントにも記載されております、そのエシカル農産物の活用、特に米食、それは象徴的な位置付けになろうと思っておりますので、御意見を今日いただいたということについては、県教委の方と改めて共有をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

副会長 ありがとうございます。他に御意見御質問ありますでしょうか。

委員 先程の御意見に関しまして、私の方は保護者から色々なお話をいただきます。特にエシカルのお話も多いです。そのなかでも、私がいつも御説明させていただくのは、牛乳は地産地消の牛乳を指定されまして農水省の補助金が入っております。年間180万パックの県下の牛乳パック数になりますので、1円変われば180万円ということで、学校給食に関しまして大きく舵を切るっていうことは1円でもそういう金額になりますので、なかなかすぐ明日からどうこうっていうのがあります。それと、例えば牛乳だったらカルシウム成分、子供の健康のためにカルシウムを成長のための必要量を取り入れるという事に関しましても、牛乳に変わる例えば地元産のちりめんを学校給食に取り入れまいしょうとなった時に、カルシウムの必要量からするととんでもない金額になってしまいます。やはりパイの大きさとコストの関係、そこがどうしても課題となるところがありまして、保護者の方にはそういう説明もさせていただいております。ただ、1つモデル校がありまして、廃棄野菜を実証実験して、いつでも食べられるようにペースト状にして冷凍したものを、給食で時期が変わっても出せるというので試しているようです。他にも、地元で養鰻農家とかお肉とかも試しているようでありますので、成功事例を取り入れながら徳島県独自の方向で一步でも進んでいただけたらと思います。根っこの切り方ひとつでも全然違うという話で、昨年までモデルがあったようで、その辺の情報も有効に利用させていただいて、学校給食を改善いただけたらと思います。

副会長 地域の生産者と学校が連携した取組みというようなことで御紹介をいただきました、ありがとうございます。他に御意見御質問ございませんでしょうか。ないようでしたら、会長お願いいたします。

会長 今の御意見をお聞きしながら、徳島県では大都会と違って郷土愛の強い方がおられるということを感じました。自分たちに何ができるかということで、エシカル農業や地産地消とおっしゃっておられると思いますが、さらに新型コロナウイルスに対しては免疫力を強化することで自分たちの身体を直接守る力をつけることが可能だ

と聞いております。その意味からも、何ができるのか自分にとってどうなのかということを考えていくことが、大切なように思いました。

食の安全と安心の基礎を据える基本指針に8つの柱の目標を設定され、さらに対策の評価をおし見直していくことはとても重要に思われます。徳島県に限ったことではないのですが、42ページ5(1)「食の安全・安心確保のための相互理解の推進」のうち、リスクコミュニケーションの推進を強調されておりましたが、消費者庁が毎年継続している「食品表示に関する消費者意向調査」結果を見ますと、食品添加物の無添加・不使用表示を重視する方が大勢おられることが分かります。これらの方については、分かりやすく適切な情報提供が必要なことが伺われます。昨年、私ごとですが「高甘味度甘味料を中心に甘味認知と安全性評価に関する最近の話題」と題し、いわゆる「人工甘味料」の役割と安全性について、最近の発がんリスク評価法の知見を含む100報近い原報を基に解説論文を書きました。ところが、今年の大学入試共通試験の英語読解問題に、甘味料の発がん性の有無に関して受験者に科学的に不適切な回答を誘導する出題がありました。私は食品安全委員会委員長にもお手紙し、この点での注意喚起と御指導をお願いしました。このように、教育関係の場で間違った理解を誘導する状況があり、食品安全に関しては下から8行目の「消費者と食品関連事業者など」の後に「社会・学校教育関係者も含め」を追加されて、影響力のある方たちにリスクコミュニケーションの幅を広げていくということが必要に思います。

さらに、43ページ「食の安全性に関する情報提供と理解の推進」について、私は保育所の給食担当者の方にHACCPを教えてほしいと頼まれて説明資料を用意しました。予備知識の少ない方にも分かりやすい御支援をしたいと思います。末尾に、「食品アレルギーは人により大きな感受性の違いがあり特に小さいお子さんでは事故例も多く、予防と事故対応など、日本小児アレルギー学会の「食品ひやり・はっと事例集」なども参考にして、保護者や学校・保育関係者に周知を図る」の追加を御検討いただければと思います。

また、細かいことですが、43ページ下から2行目の「マーケットイン型の産地作り」について、どういうことを指すのか用語解説をしていただければと思います。基本指針は非常に大事なことだと思いますので、消費者、教育関係者、食品事業者さんの間で互いに理解を共有し、リスクコミュニケーションの推進を進めていただければと思います。

副会長 ありがとうございます。ただいまの会長からは3点基本指針につきまして追加の御意見がございましたが、事務局の方からはいかがでしょうか。

事務局 1つ目のリスクコミュニケーションへ「社会・学校教育関係者も含め」という言葉を追加してはどうかということですが、それに関しましては追加させていただきたいと思います。2つ目の御提案のアレルギーに関する部分ですけれども、これに関しましても小さい子供さんあるいはその小さい子供さんを囲む保護者学校保育関係者ってところはとても重要だと思いますので、ここに関しても入れさせていただきたいのですが、入れ方に関しましては会長と御相談させていただきまして、入れさせていただけたらと思っております。

連絡会議
会員 マーケットイン型の産地作りの用語説明ということで、最終的には今回の指針の用語解説に記載、追加するよういたします。簡単に、「マーケティング型の産地作り」について御説明させていただきますと、消費者ニーズに基づいて産地作り、農産物の生産をするということでございます。徳島県ではJAグループ等の生産者団体と協力しまして、コンソーシアムと言いますか、とくしまブランド推進機構、通称「地域商社阿波ふうど」というものを作っております、その機構には各JAとか徳島県から人も出しているというようなコンソーシアムを作っております。そちらがニーズ

の把握というかニーズの掘り起こしからそれをフィードバックしまして生産体制の確立、産地作りというのを一体的にやっております、そういう取組みを強力に推進していくということでマーケットイン型の産地形成というような形で記載させていただいております。またその辺を用語解説に記載させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副会長 ありがとうございました。会長、今の御説明でよろしいでしょうか。
 ありがとうございます。それではお諮りしたいと思います。議題3の「徳島県食の安全安心基本指針改定案」につきましては、会長から御意見がございました追加点については会長と事務局の方に御一任いただくということでお諮りして、御異議はございませんでしょうか。
 ありがとうございます。それでは御異議がないということで、会長、事務局、どうぞよろしくお願いいたします。
 それでは、本日この3点につきまして議事を終了させていただきます。進行を事務局の方にお返しいたします。

事務局 長時間の御審議ありがとうございました。本日 Web 会議で御参加いただきありがとうございます、会長から一言御挨拶お願いいたします。

会長 本日はオンライン参加でお手数と御協力を賜り、皆様からは前向きな貴重な御意見を数々いただきました。副会長、県庁の御担当の方も御苦勞様でした。食の不安の持ち方については、いろんな方がおいでだと思います。落ちこぼれや差別がされることなく、安全と安心の両方を大切にして県民のヘルスリテラシーを高めていくことを進めていただければと思います。進める上で、動画やポータルサイトというお話がありましたが、実際に人が集まるということがまだまだ困難な状況が続いております。そうしたときに、どういう広報の形態が一番良いのか、色んなことを工夫していく必要があるのではないかという風に、今日のお話を聞きながら感じました。ワクチン接種をお済ましの方もこれからの方もどうぞお身体を大切に、それぞれの持ち場での御活躍をお祈りし、次回は皆様と直接お会いできることを期待したいと思います。

事務局 ありがとうございました。それでは審議会の終了にあたり、瀬尾政策監から御挨拶を申し上げます。

政策監 (挨拶)

事務局 以上をもちまして、令和3年度第1回徳島県食の安全安心審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。